

令和7・8年度 伊方町入札参加資格申請要領

1. 申請方法

伊方町入札参加電子申請システム（以下「システム」という。）で申請してください。
システムへはインターネットを利用してください。

2. 申請資格

申請者は、次の全ての要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び都道府県税、伊方町税を滞納していないこと。
- (4) 法令上、許可等を必要とする建設工事や業務等については、当該許可等を受けていること。
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。

3. 受付期間

- (1) 定時受付 令和7年1月14日（火）から令和7年2月14日（金）

- (2) 随時受付

受付期間	登録及び格付けの始期	備考
令和7年 2月15日から 令和7年 5月31日まで	令和7年 7月 1日	
令和7年 6月 1日から 令和7年 8月31日まで	令和7年10月 1日	
令和7年 9月 1日から 令和7年11月30日まで	令和8年 1月 1日	
令和7年12月 1日から 令和8年 2月28日まで	令和8年 4月 1日	
令和8年 3月 1日から 令和8年 5月31日まで	令和8年 7月 1日	
令和8年 6月 1日から 令和8年 8月31日まで	令和8年10月 1日	
令和8年 9月 1日から 令和8年11月30日まで	令和9年 1月 1日	

4. 有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

※随時受付の場合は登録及び格付けの始期から令和9年3月31日まで

5. 提出書類

(1) 町内に本店を有する申請者

- ① 建設業許可証明書
- ② 印鑑証明書
- ③ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ④ 納税証明書（申請時点で未納税額がないことを証するもの）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

ア 個人事業者の場合

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税
- ・ 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）

イ 法人の場合

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税
- ・ 愛媛県が課税する全ての県税（地方消費税を除く）

- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人のみ）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ⑥ 総合評定値通知書（申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準として受審したもので、最新のものを添付すること。）

※鮮明なものを添付すること。

（経営事項審査は毎年受け、通知書をその都度提出していただく必要があります。なお期限切れから提出されるまでの間、入札に参加できませんので注意してください。）

- ⑦ 専任技術者証明書【様式第八号】

※最新の専任技術者一覧表でも可とする。

- ⑧ 個人町県民税の特別徴収に係る書類

詳細は本要領4ページをご覧ください。

- ⑨ 社会保険等未加入対策に係る書類

詳細は本要領4ページをご覧ください。

- ⑩ 町税等の納付状況調査に係る書類

詳細は本要領5ページをご覧ください。

(2) 町外に本店を有する申請者

- ① 営業所一覧表（任意様式（各営業所の許可業種を必ず記載すること））
- ② 工事経歴書（任意様式）
- ③ 建設業許可証明書
- ④ 印鑑証明書

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ⑤ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式）
- ⑥ 納税証明書（申請時点で未納税額がないことを証するもの）
国税、都道府県税（本店の所在する税務署及び都道府県税務担当部署が発行するもの）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人のみ）
- ⑧ 総合評価値通知書（申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準として受審したもので、最新のものを添付すること。）
- ⑨ 専任技術者証明書【様式第八号】

※本社から権限の一部を受任している営業所等は、その営業所等の専任技術者証明書を提出してください。

※最新の専任技術者一覧表でも可とする。

- ⑩ 委任状
入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。様式は指定様式又は任意様式とし、委任期間は委任を行う日から令和9年3月31日までとすること。

※委任先営業所の所在地、許可業種確認のため「建設業許可申請書別紙2（建設業法施行規則に定める様式第1号別紙2）」（最新の状況のもの）を添付してください。

- ⑪ 個人町県民税の特別徴収に係る書類
詳細は本要領4ページをご覧ください。
- ⑫ 社会保険等未加入対策に係る書類
詳細は本要領4ページをご覧ください。
- ⑬ 町税及び納付状況調査に係る書類（伊方町に納付すべき町税等がある法人及び代表者のみ提出すること）
詳細は本要領5ページをご覧ください。

6. 審査結果通知

審査完了時に審査結果をメールにて通知します。なお、申請受理時、審査開始時及び差戻し時もメールにて通知します。

また、資格を有すると認めた者について有資格業者名簿に登録し、伊方町ホームページに掲載し公表します。

7. その他の注意事項

- (1) 不足資料等があった場合は、書類が完備するまで名簿登録ができませんので、連絡後速やかに提出してください。
- (2) 各証明書は、申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) 申請に使用できる文字は「JIS 規格第1水準」及び「JIS 規格第2水準」のみとしております。
機種依存文字や旧字体等は使用せず、新字体等に置き換えて申請してください。
(例：崎→崎、高→高、徳→徳)
- (4) 申請後、申請書類等に変更が生じた場合は、システムにて変更申請を行ってください。
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設工事）の更新があった場合は、直ちにシス

テムにて提出してください。

- (6) 電子入札の登録を行っている事業者でＩＣカード変更（追加）通知書等の提出についても、システムの変更申請より行ってください。
- (7) 申請後、入札参加資格を取上げる必要が生じた場合は、申請願い申し込み取り消しの手続きをシステム上で行ってください。
- (8) 電子申請による受付は 24 時間行っておりますが、メンテナンス等により繋がらない場合があります。その場合は、時間をおいてから再度申請してください。

8. 「個人町県民税の特別徴収の実施」について

伊方町入札参加資格の要件として、個人町県民税の特別徴収の実施を、平成 27・28 年度 建設工事入札参加資格審査から適用しております。

このため、伊方町建設工事入札参加資格審査申請にあたり、次のとおり対応してください。

- (ア) 伊方町に個人町県民税の納税義務を有する従業員がおり、個人町県民税の特別徴収を実施している事業所の場合

〔提出書類〕

令和 6 年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
（1 頁のみを添付）

- (イ) 伊方町に個人町県民税の納税義務を有する従業員がいない事業所の場合

〔提出書類〕

個人町県民税の特別徴収すべき従業員がいない旨の「個人町県民税特別徴収実施誓約書」

※個人町県民税の特別徴収についての問い合わせ先

伊方町町民課税務係 TEL0894-38-2650

9. 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の未加入対策について

国及び愛媛県においては、社会保険等に加入し法定福利費を適切に負担する事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の未加入対策を行っています。

伊方町においても、建設工事における社会保険等の未加入の事業者からの申請は、受け付けを行わないこととしております。

※経営事項審査の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」又は「除外」の表示がある場合は下記の該当する書類の提出は不要です。「無」の場合は以下の記載に従ってください。

(1) 雇用保険の加入に関する書類（下記のいずれかを提出してください。）

①雇用保険料納入証明書

②直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

③雇用保険適用事業所設置届の事業主控え

※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書を提出してください。

(2) 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類（下記のいずれかを提出してください。）

- ①社会保険料納入証明書
- ②保険料納付領収証書（直前3か月以内のもの）
- ③健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え

※健康保険組合に加入している場合は、加入証明書又は健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を提出してください。

10. 町税等の納付状況調査について

伊方町入札参加資格の要件として、伊方町に納付すべき町税等がある法人及び代表者については、以下の〔町税等〕の納付状況について、令和1・2年度建設工事入札参加資格審査から適用することとなりました。

このため、伊方町に町税等を納付している法人及び代表者は、「町税等納付状況調査同意書」を提出してください。

資格審査時点で、法人及び代表者に町税等の滞納がある場合は、入札参加資格を有しないものとします。（町税等の滞納が完納した時点で、入札参加資格を有します。）

〔町税等〕

- | | |
|-------------|-------------|
| ・町民税 | ・固定資産税 |
| ・軽自動車税 | ・国民健康保険税 |
| ・下水道使用料 | ・合併処理浄化槽使用料 |
| ・水道料 | ・介護保険料 |
| ・後期高齢者医療保険料 | ・保育料 |
| ・町営住宅使用料 | ・公営住宅使用料 |
| ・学校給食費徴収金 | ・奨学金 |

〔提出書類〕

町税等納付状況調査同意書

有資格区分コード
【建設業法施行規則別表（４）及び別表（５）に該当するもの】

別表（４）		コード	資 格 区 分
別表（４）		001	法第７条第２号イ該当
		002	法第７条第２号ロ該当
		003	法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
		004	法第15条第２号ヘ該当（同号ロと同等以上）
建設業法		111	一級建設機械施工技士
		11A	一級 " （附則第４条該当）
		212	二級 " （第１種～第６種）
		21B	二級 " （第１種～第６種）（附則第４条該当）
		113	一級土木施工管理技士
		11C	一級土木施工管理技士（附則第４条該当）
		214	二級 " （土木）
		21D	二級 " （土木）（附則第４条該当）
		215	" （鋼構造物塗装）
		216	" （薬液注入）
		21E	" （薬液注入）（附則第４条該当）
		120	一級建築施工管理技士
		12A	一級建築施工管理技士（附則第４条該当）
		221	二級 " （建築）
		222	" （躯体）
		22B	" （躯体）（附則第４条該当）
		223	" （仕上げ）
		127	一級電気工事施工管理技士
		228	二級 "
		129	一級管工事施工管理技士
		230	二級 "
		131	一級電気通信工事施工管理技士
		232	二級 "
		133	一級造園施工管理技士
		234	二級 "
建築士法		137	一級建築士
		238	二級 "
		239	木造 "
技術士法		141	建設・総合技術監理（建設）
		14A	" （附則第４条該当）
		142	建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
		14B	" （附則第４条該当）
		143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
		14C	" （附則第４条該当）
		144	電気電子・総合技術監理（電気電子）
		145	機械・総合技術監理（機械）
		146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）
		147	上下水道・総合技術監理（上下水道）
		148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
		149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
		14D	" （附則第４条該当）
		150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
		151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
		15A	" （附則第４条該当）
電気工事士法 電気事業法		152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
		153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
		154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
		155	第一種電気工事士
電気通信事業法		256	第二種 " ３年
		258	電気主任技術者（第１種～第３種） ５年
水道法		259	電気通信主任技術者 ５年
消防法		265	給水装置工事主任技術者 １年
		168	甲種消防設備士
職業能力開発促進法		169	乙種 "
		171	建築大工（１級）
		271	" （２級） ３年
		164	型枠施工（１級）
		264	" （２級） ３年
		16B	" （１級）（附則第４条該当）
		26B	" （２級）（附則第４条該当） ３年
		172	左官（１級）
		272	" （２級） ３年
		157	とび・とび工（１級）
		257	" （２級） ３年
		15B	" （１級）（附則第４条該当）
		25B	" （２級）（附則第４条該当） ３年

173	コンクリート圧送施工（１級）	
273	〃（２級）	３年
17A	〃（１級）	（附則第４条該当）
27A	〃（２級）	（附則第４条該当） ３年
166	ウェルポイント施工（１級）	
266	〃（２級）	３年
16C	〃（１級）	（附則第４条該当）
26C	〃（２級）	（附則第４条該当） ３年
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（１級）	
274	〃（２級）	３年
175	給排水衛生設備配管（１級）	
275	〃（２級）	３年
176	配管・配管工（１級）	
276	〃（２級）	３年
170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）	
270	〃（２級）	３年
177	タイル張り・タイル張り工（１級）	
277	〃（２級）	３年
178	築炉・築炉工（１級）・れんが積み	
278	〃（２級）	３年
179	ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工	
279	〃（２級）	３年
180	石工・石材施工・石積み（１級）	
280	〃（２級）	３年
181	鉄工・製罐（１級）	
281	〃（２級）	３年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）	
282	〃（２級）	３年
183	工場板金（１級）	
283	〃（２級）	３年
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）	
284	〃（２級）	３年
185	板金・板金工・打出し板金（１級）	
285	〃（２級）	３年
186	かわらぶき・スレート施工（１級）	
286	〃（２級）	３年
187	ガラス施工（１級）	
287	〃（２級）	３年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）	
288	〃（２級）	３年
189	建築塗装・建築塗装工（１級）	
289	〃（２級）	３年
190	金属塗装・金属塗装工（１級）	
290	〃（２級）	３年
191	噴霧塗装（１級）	
291	〃（２級）	３年
167	路面標示施工	
192	畳製作・畳工（１級）	
292	〃（２級）	３年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）	
293	〃（２級）	３年
194	熱絶縁施工（１級）	
294	〃（２級）	３年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）	
295	〃（２級）	３年
196	造園（１級）	
296	〃（２級）	３年
197	防水施工（１級）	
297	〃（２級）	３年
198	さく井（１級）	
298	〃（２級）	３年
061	地すべり防止工事	１年
06A	〃（附則第４条該当）	１年
40	基礎ぐい工事	
062	建築設備士	１年
063	計装	１年
060	解体工事	
064	基幹技能者	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表（５）

301	土木工事業について１級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
302	建築工事業	〃
303	大工工事業	〃
304	左官工事業	〃
305	とび・土工工事業	〃
306	石工事業	〃
307	屋根工事業	〃
308	電気工事業	〃
309	管工事業	〃
310	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
311	鋼構造物工事業	〃
312	鉄筋工事業	〃
313	ほ装工事業	〃
314	しゅんせつ工事業	〃
315	板金工事業	〃
316	ガラス工事業	〃
317	塗装工事業	〃
318	防水工事業	〃
319	内装仕上工事業	〃
320	機械器具設置工事業	〃
321	熱絶縁工事業	〃
322	電気通信工事業	〃
323	造園工事業	〃
324	さく井工事業	〃
325	建具工事業	〃
326	水道施設工事業	〃
327	消防施設工事業	〃
328	清掃施設工事業	〃
329	解体工事業	〃
401	土木工事業について２級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
402	建築工事業	〃
403	大工工事業	〃
404	左官工事業	〃
405	とび・土工工事業	〃
406	石工事業	〃
407	屋根工事業	〃
408	電気工事業	〃
409	管工事業	〃
410	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
411	鋼構造物工事業	〃
412	鉄筋工事業	〃
413	ほ装工事業	〃
414	しゅんせつ工事業	〃
415	板金工事業	〃
416	ガラス工事業	〃
417	塗装工事業	〃
418	防水工事業	〃
419	内装仕上工事業	〃
420	機械器具設置工事業	〃
421	熱絶縁工事業	〃
422	電気通信工事業	〃
423	造園工事業	〃
424	さく井工事業	〃
425	建具工事業	〃
426	水道施設工事業	〃
427	消防施設工事業	〃
428	清掃施設工事業	〃
429	解体工事業	〃

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 "
503	大工工事業 "
504	左官工事業 "
505	とび・土工事業 "
506	石工事業 "
507	屋根工事業 "
508	電気工事業 "
509	管工事業 "
510	タイル・れんが・ブロック工事業 "
511	鋼構造物工事業 "
512	鉄筋工事業 "
513	ほ装工事業 "
514	しゅんせつ工事業 "
515	板金工事業 "
516	ガラス工事業 "
517	塗装工事業 "
518	防水工事業 "
519	内装仕上工事業 "
520	機械器具設置工事業 "
521	熱絶縁工事業 "
522	電気通信工事業 "
523	造園工事業 "
524	さく井工事業 "
525	建具工事業 "
526	水道施設工事業 "
527	消防施設工事業 "
528	清掃施設工事業 "
529	解体工事業 "
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

1 級技術者

法第15条第2号イに該当する者

2 級技術者

法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者

法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者

第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

記 入 要 領 （町内業者）

建設工事入札参加資格審査申請書は、建設業法に基づく許可を受けた建設業者で、同法第27条の23の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けているもののうち、令和7・8年度において伊方町の発注する建設工事の入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書等の提出のない者の競争参加は認められませんから、希望者は、下記事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

記

【一般的記載事項】

- （１）この申請書様式の冒頭にある許可番号は、直近に受けた建設業の許可番号を記入してください。
- （２）この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて提出日現在で記入してください。
- （３）数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては該当項目を○印で囲んでください。
- （４）年号を記載する場合、昭和は「S」、平成は「H」、令和は「R」を用いて記入してください。
- （５）記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、別葉に記入し添付してください。

【建設工事入札参加資格審査申請書記入上の留意事項】

- 1 伊方町に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況の欄
伊方町に建設工事入札参加資格審査申請書を提出又は提出を予定している系列の企業（親・子会社）があれば（１）又は（２）に記入し、役員を兼任している場合は（３）に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。

- 2 「労働福祉の状況」の欄

該当するものを○で囲んでください。

就業規則への育児休業制度の規定とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条に定義する育児休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。（該当する場合は、労働基準監督署の受付印が押印されている就業規則を添付してください。）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とは、同法に基づく当該行動計画を策定し愛媛労働局に届出を行っているものをいいます。（該当する場合は、一般事業主行動計画の及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届を添付してください。）

- 3 「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」の欄

過去2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）に建設業法に基づく監督処分及び伊方町から入札参加資格停止措置を受けている場合にはその内容を記入し、該当がない場合は「該当なし」と記入してください。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に記入してください。

- 4 「表彰受賞歴」の欄

令和2年度～令和6年度の5年間に次の表彰受賞歴がある場合に、その表彰名と受賞年月日を記入してください。（該当する場合は、表彰状を添付してください。）

また、次の①～⑤の表彰については、表彰対象となった工事の業種及び工事名についても記入してください。

なお、令和6年度の表彰については、定時受付の提出期限内に限り受理後の変更を認めます。

- ① 愛媛県優良建設工事知事表彰
- ② 四国地方整備局優良工事表彰
- ③ 四国地方整備局安全工事表彰
- ④ 四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰
- ⑤ 四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰

※④⑤における「各事務所・管理所」は次のとおり。

松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、
野村ダム管理所、松山港湾・空港整備事務所

⑥ 建設業退職金共済制度普及協力者表彰

（（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰）

⑦ 雇用改善優良事業所表彰

（厚生労働大臣、知事又は（一社）愛媛県建設業協会会長表彰）

⑧ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰

⑨ 障害者雇用優良事業所表彰

（厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰）

5 「ISO取得状況」の欄

建設業についてISO9000S又は14000Sの認証を取得している場合に、その種類と取得年月日を記入してください。〔認証の取得を証明する書類（登録証等）を添付してください。〕

6 「障害者雇用状況」の欄

（1）「(1) 障害者雇用義務の有無」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定により障害者を雇用する義務の有無について、令和6年6月1日現在の状況を記入してください。

建設業の場合は、概ね常用雇用労働者数が57名以上の場合に法定雇用義務があり（短時間労働者がいる場合や業種により異なる）、毎年6月1日時点の雇用状況を「障害者雇用状況報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要があります。法定雇用義務の有無について不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。

（2）「(2) 障害者法定雇用義務がある者の法定雇用義務達成状況」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「有」に○を付した者のみ記入してください。

法定雇用義務達成の達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和6年6月1日現在）において、「B 雇用の状況」の「⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人である場合です。

（3）「(3) 障害者の雇用の有無」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「無」に○を付した者のみ記入してください。

（4）「(4) 雇用障害者情報」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号、障害等級又は障害区分を記入してください。（氏名の記入の必要はありません。）

※（1）又は（3）で「有」に○を付した場合において、（1）については以下の①②、（3）には以下の①の書類を添付してください。

① 記入した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

② 法定雇用義務を有する者については、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和6年6月1日現在）（電子申請については申請画面を印刷したもの）

7 「第三者賠償責任補償保険（年間包括契約に限る。）への加入状況」の欄

次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険への加入の有無について該当するものを○で囲んでください。また有の場合、保険期間及びてん補限度額を記入し、加入証明書（保険期間、てん補限度額の記載されたものに限る。）又は保険証書を添付してください。

① 工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する保険（工事中・工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。）

② 保険期間が1年以上の包括契約（原則として保険期間中のすべての工事を保険対象とするもの）であること。

③ 申請日の属する月の初日が保険期間に含まれているものであること。

保有する資格の数が3つ以上のときは、次のように記入してください。

氏 名	年 齢 (生年月日)	在職期間	経験月数	最終学校・ 学科名 (卒業年月日)	業 種 コード	有資格区 分コード	講習受講
伊方 太郎	〇〇 (S40. 5. 10)	H 2 年 4 月 ～	〇〇 年 〇〇 月	〇〇大学 土木工学科 (H2. 3. 31)	01	113	1
					02	120	1
	(. . .)	年 月 ～	年 月	(. . .)	08	127	1
					09	129	

なお、欄が不足する場合は、この様式をコピーして記入することになりますが、1人の技術職員について有資格区分コードが2頁にわたらないように記入してください。

4 記入した技術職員については、次により在籍状況及び資格を証明する書類を添付してください。

〔在籍状況〕

- ア 監理技術者資格者証を有する者は、同資格者証
- イ ア以外の者については、健康保険被保険者証又は市町が作成する住民税特別徴収額の通知書
- ウ 個人事業主を除いて、ア又はイを提出できない技術者については、当該技術職員と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する旨の申請者の誓約書

〔資 格〕

- ア 資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証
- イ 実務経験の場合は、履歴書等

5 経験年月数の欄は、現所属の在職期間だけではなく、技術者としてのトータルでの経験年数を記入してください。

6 CPDS取得単位数の欄は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が実施している継続学習制度の取得単位数を記入してください。

なお、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書（証明書の証明日が、添付する経営事項審査総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去5年以内のもの）を添付してください。

7 「建築CPD取得単位数」欄は、（社）愛媛県建築士会（（公社）日本建築士会連合会）が実施している建築士会継続能力開発（CPD）制度の取得単位数を記入してください。

なお、（社）愛媛県建築士会（（公社）日本建築士会連合会）が発行する建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書（証明書の証明日が、添付する経営事項審査総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去5年以内のもの）を添付してください。

8 「マスター該当（担当業種）」欄は、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）について、担当業種を記入してください。

なお、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）優秀施工者国土交通大臣顕彰表彰状を添付してください。

業者コード

土木	建築	大工	左官	とび・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル・ レンガ・ ブロック	鋼構 造物	鉄筋	舗装	しゅん せつ	板金	ガラス	塗装
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
防水	内装 仕上	機械器 具設置	熱絶縁	電気 通信	造園	さく井	建具	水道 施設	消防 施設	清掃 施設	解体					
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29					

【町内に本店を有する業者】

○必ず提出しなければならない書類

△該当がある場合のみ提出する書類

提出書類			申請者	法人	個人
①	建設業許可証明書			○	○
②	印鑑証明書			○	○
③	使用印鑑届（指定様式又は任意様式）			○	○
④	納税証明書	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税		○	○
		県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税		○	○
⑤	登記事項証明書（履歴事項証明書）			○	—
⑥	総合評定値通知書			○	○
⑦	専任技術者証明書【様式第八号】			○	○
⑧	個人町県民税の特別徴収に係る書類			○	○
⑨	社会保険等未加入対策に係る書類			△	△
⑩	町税等の納付状況調査に係る書類			○	○
申請書記載内容に係る書類	「労働福祉の状況」の欄				
	①	労働基準監督署の受付印が押印されている就業規則		△	△
	②	一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届		△	△
	「表彰受賞歴」の欄				
	①	表彰状		△	△
	「ISO 取得状況」の欄				
	①	認証の取得を証明する書類（登録証等）		△	△

申請書記載内容に係る書類	「障害者雇用状況」の欄		
	①	雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	△ △
	②	公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」	△ △
	「地域貢献活動の状況（災害時における地域貢献活動を除く）」の欄		
	①	実施機関の証明書	△ △
	「災害時における地域貢献活動の状況」の欄		
	①	実施機関の証明書	△ △
	「第三者賠償責任補償保険（年間包括契約に限る）への加入状況」の欄		
	①	加入証明書（保険期間、てん補限度額の記載されたものに限る）又は保険証書	△ △
	「作業船の保有状況」の欄		
	①	事実を証明できる書類（船舶明細書、備船契約書の写し等）	△ △
	「技術者の略歴」の欄		
	①	監理技術者資格者証	△ △
	②	健康保険被保険者証又は市町が作成する住民税特別徴収額の通知書	△ △
	③	直接的かつ恒常的な雇用関係を有する旨の申請者の誓約書	△ △
	④	資格に係る合格証明書、免許証等	○ ○
	⑤	履歴書等	△ △
	⑥	CPDS 学習履歴証明書	△ △
	⑦	建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書	△ △
	⑧	優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）優秀施工者国土交通大臣顕彰表彰状	△ △